

刑 法 (100点)

第1問

甲は、破産状態にあった友人乙から打開策について相談を受け、「強盗でもするんだな。年寄りで一人住まいの丙が自宅に多額の現金を貯め込んでいるようだ。」と答えた。黙って聞いていた乙は、甲と別れてしばらく考えた後、11月11日午後11時に丙宅に強盗に入る計画を立て、当日午後10時45分頃、甲に「これから丙宅に行って金を調達してくる。」と電話で知らせた。自分の先の発言を後悔した甲は犯行を止めるように説得したが、乙は聞き入れることなく電話を切った。そこで、甲は丙に匿名で「今から強盗がお宅を襲います。警察は間に合わないので自分の力で解決してください。」と電話で一方向的に告知した。

驚いた丙は警察に通報したが、取り合ってもらえなかった。自ら強盗犯に立ち向かうのは不可能であり、強盗に対抗できるほどの戸締まり等の防犯設備もなかったため、丙は一計を案じ、自宅の表札を隣家Aの表札と掛け替えたうえ、強盗犯が騙されなかった場合に備えて、自宅の天井裏に身を隠した。なお、丙は、A本人より、11月9日から14日まで家族旅行に出るので家は不在になると聞いており、A宅が無人であることを認識していた。

丙が表札を掛け替えた直後に現場に来た乙は、下見で丙宅と確認したはずの家の表札が「A」であることに気づき、隣家(A宅)の表札を確認すると「丙」とあったので、自分の記憶違いだったと考え直して同宅(A宅)に施錠の甘かった窓から侵入した。しかし、屋内を物色したものの現金を発見できず、何も盗らずに現場から引き上げた。

甲・乙・丙の罪責を論じなさい。なお、A宅への住居侵入罪およびAの表札の取り外しに関する財産犯については論じなくてよい。

第2問

甲は、乙から、同人が経営する賭場に誘われ、ルーレット賭博に参加したが、これは乙による磁石操作により、必ず乙が勝ち、甲を含む参加者は勝てないようなシステムになっていた。甲は、場の雰囲気には押されて賭けを続け、負けの額は結果的に100万円になった。甲は、そのような多額の財産がなかったため、次のボーナス支給日(20日後)に支払うことを約束して、家に帰ることを許された。

甲がボーナス支給日を過ぎた頃、思い出してみれば、あれはいかさまだったのではないかと思い、いかさま賭博の支払などするものかと考えて、100万円の支払をせず、ボーナスを使い込んでしまったところ、乙は、甲に対し、「金払えんのやったらコンクリ詰めにして大阪湾に沈めたるか。」等と申し向けながら、厳しい督促を行ったため、甲は、その場しのぎに、実際にはあてもないのに、「1週間以内に親から借りて払います。」と答えたところ、乙は納得して引き下がった。

甲が、1週間が過ぎても支払をしなかったところ、再び甲のところに来てきた乙は「ほんまに殺されたいんか。」と怒声を浴びせながら、支払を求めたため、甲は観念し、自己名義のクレジットカード(限度額200万円)1枚を、「迷惑料もあわせ120万円まで使って下さい。」と言って乙に手渡した。甲としては、乙が120万円の範囲内で利用した場合は、借入れをしてでも確実に支払うつもりであり、その用意もあった。

乙は、甲宅からの帰路に、ガソリンスタンドに立ち寄り、ガソリン40リットルを給油し、先刻甲から入手した甲名義のクレジットカードを、自らが甲であるかのように装って店員Aに提示し、甲から聞き出した暗証番号により、請求額6200円の決済を行った。

甲・乙の罪責を論じなさい(賭博に関する罪の点を除く)。